

太平洋戦争下の新聞メディア

前坂 俊之

(静岡県立大学国際関係学部教授)

1941年(昭和16)12月8日。

『東京日日新聞』(毎日新聞)整理部員、古谷綱正は前夜から社に泊り込みで硬派面の担当として勤務していた。硬派の整理はデスク一人と兵隊(部員)二人。

1面の“開戦スクープ”のレイアウトをしたあと、八日午前一時半すぎの降版後に例のごとくみんなで飲み始めた。午前二、三時になるとUP電、AP電がマレー半島への攻撃、作戦展開を伝える電報が次々に入り、戦争突入が決定的となった。

午前三時すぎまで飲んだあと、宿直室で仮眠していたが、午前五時すぎ「号外の準備をしろ」とたたき起こされた。

古谷は手分けして、部長、デスク、部員らに呼び出しの電報(当時、電話のある家は限られていた)を打った。号外発行の準備をしていると、UPから真珠湾攻撃のニュース速報が入り始めた、と回想する。

開戦の第一報は午前七時のラジオの臨時ニュースで放送された。

「大本营陸海軍部午前六時発表、帝国陸海軍は今八日未明西太平洋上において米英軍と戦闘状態に入れり」

この日午前四時、内閣情報局から「いまから気象管制に入る」という指示が報道機関に出された。

気象管制とは天気予報など一切の放送を中止することである。

次いで報道関係者集合の指示が出されたため、午前五時すぎ、陸軍省クラブに続々集まり始めた。

午前六時ピッタリに陸軍報道部長大平秀雄大佐が「発表を行います」と、緊張した様

子で大本営発表第一号を読み上げた。

午前十一時四十分には「朕オモウニ二米国及英国ニ対シテ戦ヲ宣ス 朕ガ陸海軍將兵ハ全力ヲ奮シテ交戦ニ従事シ……」という「宣戦ノ大詔」が換発された。

ラジオは大本営発表を繰り返し、正午には特別番組があり、詔書の奉読につづいて、東条首相の「大詔を拝し奉いて」が放送された。

その日の読売新聞編集局の様子はー。(1)

「編集局はわき立っていた。政変でもある時のように政治部、社会部、欧米部、東亜部どの部も総立ちである。外国電報が各地から入るたびに、幹部はものものしく動揺し、集団はうごめいた。

『グアム島は大火災だそうだ』『米主力オクラホマは撃沈されたい』『まだ発表するわけじゃないか』

叫声、嘆声、口から口へ、耳から耳へ、名づけようもない興奮と混乱が外電を中心に台風のように拡がっていく。

『独伊も対米宣戦やるらしいぞ』『当然の義務じゃないか』

電話はひっきりなしに悲鳴を上げ、巷は号外のはんらんだ。窓という窓には黒幕を張る準備がされ、何百という机の上には何百というおおいをした電気スタンドが配られた」

紋切り型の表現だが、当日の興奮につつまれた編集局の雰囲気伝わってくる。各紙の、夕刊(いずれも十二月九日)は派手な見出しが踊った。

『東京朝日』 - 「帝国米英に宣戦を布告す、西太平洋に戦闘開始、布哇(ハワイ)米艦隊航空兵力を痛爆」

『東京日日』「帝国米英に宣戦を布告、英米の暴政を排し、東亜の本然を復す、政府、宣戦の使命声明」

『読売』 - 「暴戾・米英に対して宣戦布告」「正に此の一戦にあり、帝国の降替東亜の

興廃」

『国民』 - 「奮起せよ、皇国は挑戦せられたり」

社説やコラムも激的な感情的表現が並んだ。

『東京朝日』社説 - 「帝国の対米英宣戦」(十二月九日夕刊)

「いま宣戦の大詔を拝し、恐やく感激に堪えざるとともに、肅然として満身の血のふるえるを禁じ得ないのである。一億同胞、戦線に立つものも、銃後を守るものも、一身一命を捧げて、決死報国の大義に殉じ、もって身襟を安んじ奉るとともに、光輝ある歴史の前に恥じることなきを期さねばならない」

『報知新聞』社説-「神機遂いに到れり」(十二月九日夕刊)

「悪虐無道、世界を剽掠(ひょうりやく)し、地球上人類の当然相俱(あいとも)に享有すべき富源の八割までを侵略して括然憚るなき英米は、更に東亜の『残れる残肴』たる支部大陸に毒牙を磨くに至って……。起たんかな国民、進まんかな国民、われわれの頭上に輝くものは実に三千年国体の精華である」

『東京日日』の「日日だより」(十二月九日朝刊)の「一億国民の義憤」で徳富蘇峰はこう書いた。

「諺に盗人猛々しという、彼の米国は自から反省するを知らず、我に向かって逆襲し、既成の事実を無視し、現在の情勢を看過し、唯だ原則の一点張りにて、我を屈従せしめんとしつつある」

開戦の日から、特高課員が各新聞社に常駐するようになった。「これはただ今のところ検閲のため というよりも情報をもらい、正確な情報を集めて、デマ粉碎に資するため」という理由であった。

“開戦スクープ”した『東京日日』では同日午後零時十五分から、編集局内で緊急社員会議を開いた。

「本日の紙面は真に他紙をしてア然とさせる出来ばえであった。明日から編集局は戦時体制を実施する。が、長期戦を覚悟の上で、沈静沈着、部署を守れ」と高田元三郎

主幹が訓示した。(2)

編集局は九日からそれまでの部課制に替って、報道班(政治、経済、社会、写真など六部)、編集班(編集、校閲、検閲、資料など五部)、外信班(欧米、東亜、外電網、ロシア)、連絡班(電信、電話、電送、航空、鳩係など六部)の四班による戦時体制が布かれた。

また、同社の海外通信網は開戦の日を境にストップしてしまった。ニューヨークの高田市太郎支局長は八日午後、ワシントンからの「日本空軍マニラ爆撃」の至急報を最後に拘束された。親密な関係にあった UP 通信(後の UPI 通信)の電報も開戦と同時にピタリととだえた。

ロンドン、シンガポールなども同様であった。このため、頼みとなる外電網はブエノスアイレス、ベルリン、ローマなど中立国や枢軸国に限られてしまった。

一方、情報局は開戦と同時に各新聞、通信社に対し、「大本営の許可したるもの以外は一切掲載禁止」(戦況報道の差止示達)という、いわゆる“大本営発表”と「我軍に不利なる事項は一般に掲載を禁ず。ただし、戦場の実相を認識せしめ敵愾心高揚に資すべきものは許可す」(陸軍省令に基く新聞掲載禁止事項基準)の二本立ての示達を出した。

これで戦争の実態は一切書けなくなってしまった。

これと並んで翌九日には、出版社に対して臨時に非常招集された情報局第二課の懇談会の席上、次のような記事差止事項が通達された。(4)

<一般世論の指導方針として>

- 今回の対英米戦は帝国の生存と権威の確保ため、まことにやむをえず起ち上った戦争であることを強調すること。
- 、敵国の利己的世界制覇の野望が戦争勃発の真因であるというように立論すること。
- 世界新秩序は「八紘一宇」の理想に立ち、万邦おのおのそのところをえせしむるを目的とするゆえんを強調すること。

< 具体的指導方針として >

わが国にとって戦況が好転することはもちろん、戦略的にも、わが国は絶対優位にあることを鼓吹すること。
国力なかならずわが経済力に対する国民の自信を強めるよう立論すること。
敵国の政治経済的ならびに軍事的弱点の暴露に努め、これを宣伝して彼らの自信を弱め、第三国よりの信頼を失わしめるよう努力を集中すること。
ことに国民の中に英米に対する敵愾心を執拗に植えつけること。同時に英米への国民の依存心を徹底的に払拭するよう努力すること。

< このさいとくに嚴重に警戒すべき事項として >

戦争に対する真意を曲解し、帝国の公明な態度を誹謗する言説。
開戦の経緯を曲解して、政府および統帥府の措置を誹謗する言説。
開戦にさいし、独伊の援助を期待したとなす言説。
政府、軍部との間に意見の対立があったとなす論調。
国民は政府の指示に対して服従せず、国論においても不統一あるかのごとき言説。
中満その他外地関係に不安動揺ありたりとなす論調。
国民の間に反戦、厭戦気運を助長せしむるとき論調に対しては、一段の注意を必要とする。
反軍的思想を助長させる傾向ある論調。
和平気運を助長し、国民の士気を沮喪せしむるとき論調(対英米妥協、戦争中止を示唆する論調は、当局の最も忌み嫌うところである)。
銃後治安を攪乱しむるとき論調一切。

これは出版社への通達であったが、新聞、通信社も同じく嚴重に言論統制のワクをはめられていた。

いうまでもなく、太平洋戦争中にはそれ以前の日中戦争下とは比較にならないほど嚴重な言論統制が行われた。

〔治安、警察関係〕 刑法、治安警察法、警察犯処罰令、治安維持法、言論・出版・集会・結社等臨時取締法、思想犯保護観察法
〔軍事、国防関係〕 戒厳令、要塞地帯法、陸軍刑法、海軍刑法、軍機保護法、国家

総動員法、軍用資源秘密保護法、国防保安法、戦時刑事特別法

〔新聞、出版関係〕新聞紙法、新聞等掲載制限令、出版法、不穩文書臨時取締法

〔郵便、放送、映画、広告関係〕臨時郵便取締法、電信法、無線電信法、大正十二年逡信省令第八十九条、映画法、映画法施行規則、広告取締法

以上、二十六もの言論統制の法令があったが、新聞に限るとさらに、内務省差止事項、陸海軍・外務省による禁止事項、宮内省の申し入れ、情報局懇談事項、大本営発表、指導原稿でしぼられているほかに、検閲も二重三重に行われ、情報局、内務省、陸海軍報道部、航空本部、警察庁検閲課でチェックされた。

検閲はどのようにして行われていたか。

大本営報道部には決った検閲の担当者はいなかった。新聞の締め切り時間は深夜におよぶため、昼間は報道部の部屋で、午後五時以降は更衣室に机を運んで報道部員が順番でこれにあたった。

新聞社では前線から届いた原稿や写真(直ちに現像・焼つけして)すぐオートバイで同報道部の検閲係に持ち込んだ。検閲は写真説明を読み、まだ発表してはいけない兵器が写っていないかどうかをチェック、写っていなければ「検閲済」の判を押し、ダメな場合は「不許可」、修正した場合は使っていないケースでは、ある部分を削ったり、ボカすという処理によって「検閲済」となった。

担当者では判断がつかず、翌日、専門家に判断をたずねる場合は「保留」となった。

一方検閲の総本山・内務省警保局検閲課は四二(昭和十七)年五月当時で、八十五人があらゆる面に監視の目を光らせていた。

この中に「新聞検閲係」があったが、「一九四三(昭和十八)年度中には新聞の事前検閲は新聞建頁の減少にもかかわらずかえって増加し、ゲラ刷り又は原稿によるもの約九万件(一日平均二百五十件)で、そのうち不許可処分となりたるもの一万二千年、電話によるもの約五万件(一日平均百四十件)の合計十四万件に達した」(6)という。

こうしたガンジガラムの統制の中で、どうしようもないバカバカしい検閲がまかり通った。

開戦直前の日米交渉での野村・ハル会談は『朝日』の特派員が六十数行の特電を送稿してきたが、検閲ではたった二行半になって、あとは全部削られてしまった。

交渉内容が書けないのは致し方ないとして、「二人はまず握手を交し」が対米親和感を表現する、「会談一時間」が交渉緊迫感をかもし出す、「交渉はなお続行されるだろう」が前途推測不可で削られ、ズタズタにされた結果であった。(7)

一九四二(昭和十七)年四月八日「米不足の向きは特配」(『大阪朝日』)、「お米の配給変る、奈良市は来月一日から」(四月二十一日『大阪朝日』)のように米の特配を記事にすると、各府県民が競争的に陳情する、また、配給量を具体的に暴露したのがいけないと、いずれも嚴重注意処分。

同年四月十六日「沈着隣組防火班活躍、焼夷弾大なる威力なし」(『大阪朝日』)は「威力なし」がいけない、民衆を安心させてしまうとして嚴重注意。

同じく十九日「消化の隣組の凱歌、焼夷弾三十発、爆弾一発」(『大阪毎日』)は幾発落ちたか具体的数字が問題として事前検閲で削除。

これらは「毎日新聞検閲週報」(昭和十七年 十八年)によるものだが、同社の検閲部長が情報局幹部と懇談した席上では次のような注意や指導事項が記録されている。(8)

それによると、情報局第四部から「国民の樂觀を戒める意図で新聞を作ってほしい」と注意があった(一九四二 = 昭和十七年年九月九日)。

「大本営発表の如きは従来より、心もち地味に取り扱うこと、従ってなるべく横見出しは用いない方がよい」(同年十月四日)

「国民に長期戦に勝ち得る覚悟を教訓するとともに、国民の緊迫感を希薄ならしめないこと、敵側の専横なる言動、非人間的行為または我らに対する誹謗はなるべく国民に知らしめて敵悔心の高揚を図る」(同年十二月一日)

一九四三年一月十三、十四日の夕刊二版、上海特電の「醜態暴露、米英の勢力争

い」のトップ記事、袖見出しに「大英帝国の解体は必至」とあるのは「国内に楽観気分を醸成するもの」として注意処分になった（十七日）。

カグルカナル戦に関しては、二月一日の日本軍撤退開始、敗北をおおい隠すため「転進」という字句をはじめて使った。二月十一日付『読売』はこの転進の議会に対する政府説明に対して「断じて失望落胆無用」の見出しをつけたが、この表現が「印象はなはだしく悪い」として削除となった（同年二月十六日）。

このほか、食料品、生活必需品の不足は書いてはダメ、天気予報はもとより、気圧、風向、風速、雲形、潮の干満までいけない、コウモリガサー一本さしている写真さえ出せなかった。

太平洋戦争中の民衆の犠牲は米軍機による空襲などで計六十六万八千人が被害にあった。このうち死亡は二十九万九千人、重軽傷者は三十一万三千人にものぼった。(9)

この空襲についての報道もほとんどダメで何も書けなかった。

「敵襲時二於ケル報道措置要領」（大本营陸海軍部、情報局協定、昭和十七年）では、次の点が発表不可であった。

- 一、被害地点明示、町村以下の地名。
- 二、人畜の被害状況、死傷者数。
- 三、家屋の他、建造物の被害状況。被害戸数、建造物の名称。
- 四、電信、電話施設の被害状況、地点。
- 五、鉄道、軌道の被害状況。
- 六、道路、橋梁、港湾の被害状況。

などで、逆に「報道して差支えない事項」は、

- 一、都、市、区又は郡中部、東部などの方面別。
- 二、被害状況は何方面において爆弾、焼夷弾又は火災により数十名、数十戸等。
- 三、被害状況にふれることなく、移転先のみを告示するが如きもの。

しかし、実際にはこの報道してよい事柄も報道されず、「市街家屋に多少の火災

発生せるも市民の敢闘によって未明までに概ね鎮火せり」と当局の紋切り型の発表以外は書けなかった。日付さえ変えれば、どこの空襲にも通用するワンパターン報道がまかり通った。

(つづく)

<参考・引用文献>

- (1) 『大本营記者日記』 小川力 紘文社 一九四二年刊 12 - 13P
- (2) 「東京日日新聞社社報」 一九四一年十二月二十六日号
- (3) 『言論昭和史』 三枝重雄 日本評論新社 一九五八年 133P
- (4) 『同上』 134 - 135P
- (5) 『大本营報道部』 平櫛孝 図書出版社一九八〇年 76 - 77P
- (6) 『戦時下の言論統制』 松浦総三 白川書院 一九七五年 108P
- (7) 『朝日新聞の九十年史』 朝日新聞社社史編集室 朝日新聞社 一九六九年 40
9P
- (8) 「新聞研究」 一九七五年1 - 3月号
- (9) 『戦時下の言論統制』 一〇九頁